野田市関宿総合公園及び野田市営関宿少年野球場指定管理仕様書

野田市関宿総合公園及び野田市営関宿少年野球場の指定管理者が行う業務の内容及び範囲等はこの仕様書による。

1 趣 旨

本仕様書は、野田市関宿総合公園及び野田市営関宿少年野球場(以下「関宿総合公園等施設」という。)の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 施設の概要

- (1)野田市関宿総合公園
 - ①所 在 地 野田市平井 401 番地
 - ②敷地面積 52,663.84 m² (付帯施設除く)
 - ③主要施設 体育館、フットサル場、グラウンド・ゴルフ場、ゲートボールコート等
 - ④付帯施設 関宿みんなのスポーツの広場(ソフトボール場2面)25,259 ㎡ 関宿ふれあい広場(野球場1面、サッカー場1面、多目的広場 1面)39,474 ㎡

(2) 野田市営関宿少年野球場

- ①所 在 地 野田市古布内 1943 番地 2 他
- ②敷地面積 11,736 m²
- ③主要施設 少年野球場 1 面、ジョギングコース 280m、サブグラウンド
- ※各施設の詳細は別紙「野田市関宿総合公園等施設一覧」のとおりとする。

3 管理に関する基本的な考え方

関宿総合公園等施設は市民の健康増進、スポーツの振興、休息、屋外のレクリエーションの用に供することを目的として設置された施設であることを念頭に、次に掲げる項目に沿って施設の管理運営を行うこと。

- (1) 都市公園法その他関係法規を遵守し、その趣旨を十分に理解した上で管理を 行うこと。
- (2) 利用者の利便性の向上及びきめ細かいサービスの提供に努めること。
- (3) 利用者の平等利用が確保されること。
- (4) 個人情報の適切な保護が図られていること。
- (5) 施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービス向上を図ること。
- (6) 効率的な管理を行い、経費の節減を図ること。
- (7) 管理に関する業務の全部を第三者に委託しないこと。
- (8) 地方自治体の設置する公の施設を運営するという自覚を常にもって、市の信用を棄損、失墜させる行為をしないよう十分な注意を払って業務を遂行し、 行動すること。

4 施設の管理基準

(1) 供用日・供用時間

施設名	供用日	供用時間	備考
野田市関宿総合公園	4月1日から	午前9時から	月曜日(その日が国民の
体育館	12月28日まで	午後9時まで	祝日に関する法律(昭和
野田市関宿総合公園 フットサル場 野田市関宿総合公 園グラウンド・ゴルフ場	1月4日から 3月31日まで	午前9時から 午後6時まで ただし、4月 1日から8月	23 年法律第 178 号)に 規定する休日(以下「休日」という。)に当たる ときは、その翌日(その日が休日に当たるとき
野田市関宿総合公 園ゲートボールコ ート		31 日までの期間にあっては、午前9時から午後7時までとする。	は、その日後において その日に最も近い休日 でない日))は休館日又は休場日とする。
関宿みんなのスポ ーツの広場		午前 8 時 30 分 から	12 月 29 日から 1 月 3 日のみ休場
関宿ふれあい広場		午後6時まで	
関宿少年野球場			月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近
			い休日でない日))は休場日とする。

- ・利用者の安全の確保や施設整備のために緊急に休業する必要性が生じた場合は、野田市に報告するとともに承認を得て休館日又は休場日(以下「休業日」という。)とすることができる。
- ・供用日及び供用時間を変更する場合は、あらかじめ野田市の承認を得て変更 することができる。

(2) 休業日

- ①月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)
- ②12月29日から翌年1月3日まで

(3) 休業日の取扱い

・休業日は原則として競技、準備等を問わず貸し出さないこと。 ただし、大会等の規模、日程、内容により実施せざるを得ないものについて は、利用を認めるものとし、通常の利用料金を徴収すること。

(4) 関係法令の遵守

業務の遂行に当たっては、総合公園施設に係る関係法令を遵守すること。特に下記の法令等に留意すること。

地方自治法、労働基準法等労働関連諸法、下請代金支払遅延等防止法、都市公

園法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、消防法、建築基準法、 野田市都市公園設置及び管理に関する条例、野田市体育施設の設置及び管理に 関する条例、野田市都市公園設置及び管理に関する条例施行規則、野田市体育 施設の設置及び管理に関する条例施行規則、野田市総合公園施設の管理に関す る規則、野田市情報公開条例、野田市個人情報保護条例、野田市公契約条例、 野田市スポーツ施設予約システムの利用に関する規則等

※本指定期間中に関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

(5) 利用許可の基準

関宿総合公園等施設については、野田市都市公園設置及び管理に関する条例、 野田市都市公園設置及び管理に関する条例施行規則、野田市体育施設の設置及 び管理に関する条例、野田市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則、 野田市総合公園施設の管理に関する規則、野田市スポーツ施設予約システムの 利用に関する規則の規定に基づき、公平公正に利用許可を行うこと。

(6) 個人情報の取扱い

指定管理者は、基本協定及び別記「個人情報の保護に関する事項」に基づき、 個人情報保護マニュアルを作成し、個人情報の適正な管理を行うこと。

(7)情報セキュリティの確保

指定管理者は、業務の処理に当たって、野田市情報セキュリティポリシーの本旨に従い、情報資産(個人情報を含む。)を適正に取り扱うこと。また、別記「情報セキュリティ特記事項」を遵守すること。

(8)情報公開

指定管理者は、公の施設の管理に関する情報の公開を行うために、基本協定に基づき必要な措置を講じること。

(9) 行政手続条例の適用について

指定管理者は、野田市行政手続条例の適用を受けるので、施設の利用申請を受けた場合には審査及び応答義務が生じ、申請を拒否する場合には理由の提示が必要となる。また、一度行った許可を取り消す場合には不利益処分として聴聞を行い、その理由を提示しなければならない。

(10)原状回復

指定管理者は施設又は設備の変更をしようとするときは、あらかじめ野田市と協議をしなければならない。また、指定管理者の指定期間が満了した場合又は指定を取り消された場合は、野田市の指示に基づき、施設及及び設備を原状に復して引き渡さなければならない(機能低下があった場合は機能低下前の状態にすることを含む。)。ただし、機能向上を行った箇所については、この限りではない。

(11) 占用又は設置の許可

指定管理者が管理する区域内において、野田市が野田市都市公園設置及び管理に関する条例、野田市都市公園設置及び管理に関する条例施行規則、野田市総合公園施設の管理に関する規則の規定に基づき占用又は設置を許可したもの

について受諾すること。

5 指定管理者が行う管理運営業務

指定管理者が行う管理運営業務の範囲は、次のとおりとする。保守点検業務等の詳細については、別紙個別仕様書のとおりとする。

なお、業務の執行は指定管理者が自ら行うことを原則とするが、部分的業務については、野田市の承諾を得て専門の事業者に委託できるものとする。

(1)利用調整業務

ア 年間予約調整

- ・野田市は、野田市及び野田市体育協会等(加盟団体を含む。)が開催する事業、大会、教室等について、利用年度の前年度にあらかじめ関係団体等と年間利用調整を行い、利用日程を確定する。
- 野田市は、一般利用申込み開始までに指定管理者に対し連絡を行うので、 指定管理者は引き継ぐこと。
- ・選挙の投票等に関する業務において、野田市選挙管理委員会から野田市総合公園施設利用許可の申請があった場合には、最優先に提供すること。

イ 緊急時の利用

- ・野田市が緊急的に施設を利用しようとする場合は、協議に応じること。
- ウ 予約等の引き継ぎ
 - ・令和4年3月31日以前において、受け付けた予約及び利用許可並びに年間 利用調整が済んでいるものは指定管理者が引き継ぐこと。

(2) 利用の案内、許可等

アー予約、受付

- ・施設利用の予約及びキャンセルの受付を行うこと。
- ・施設利用許可申請の受付及び許可を行うこと。
- ・天候不良等により施設の利用が不可能と判断した場合は、事前に予約者に 電話連絡し、利用者の利便を図ること。
- ・施設利用開始時間の前後は、電話での問い合せに対応できる体制を整える こと。
- ・施設の設置目的に合致した利用を優先すること。
- 次に該当する場合は、利用の承認をしないこと。また、承認を取り消すこと。
 - a 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - b 施設又は設備器具を損傷する恐れがあると認められるとき (芝生の養生期間も含む)。
 - c 管理上の支障があると認められるとき。
- ・施設利用の予約受付は利用者の平等な利用を確保し、野田市スポーツ施設 予約システムの利用に関する規則に従って行うこと。
- ・申請の受付は、スポーツ施設を利用しようとする日(以下「利用日」という。)の属する月の2か月前の1日から7日までの間の申請(以下「事前申請」という。)にあっては抽選により、利用日の属する月の2か月前の15日から利用日の前日までの間の申請にあっては先着順により行うものとする。

事前申請をすることが できる登録者	事前申請をすることができるスポーツ施設
(1)構成員が 5 人以上か	関宿総合公園体育館(トレーニングルーム、ラ
つ半数以上が市内に住	ンニングコースを除く)
所を有する団体で、そ	関宿総合公園フットサル場
の代表者が中学生以上	野田市営関宿少年野球場
のものであるもの	関宿みんなのスポーツ広場
(2)市内に住所を有する	関宿ふれあい広場
中学生以上の個人	

- 事前申請をすることができる者に対する利用者登録を施設窓口で受け付けること。
- ・抽選を利用日の属する月の2か月前の8日に行い、その結果を予約システムにより申請者に通知すること。
- 利用日の7日前までにキャンセルの手続きが行われていない場合は、予約した施設の利用料金を利用者から徴収すること。
- ・トレーニングルーム講習会を終了後、受講した証明の「野田市関宿総合公園体育館トレーニングルーム会員証」を発行すること。 なお、野田市総合公園体育館でトレーニングルーム講習会を受講した者が、 関宿総合公園体育館トレーニングルームを利用する場合、野田市総合公園 体育館トレーニングルーム会員であることを「野田市総合公園体育館トレーニングルーム会員証」で確認又は野田市総合公園体育館に電話で確認して「野田市関宿総合公園体育館トレーニングルーム会員証」を発行すること。

また、会員証を発行した場合はトレーニングルーム会員として情報をコンピュータで管理すること。

- ・予約状況の管理、空き時間帯の利用促進を図ること。
- 利用状況等について別途野田市の指示に従い報告書を提出すること。
- イ 利用者への対応
 - ・施設の利用受付、利用案内を行うこと。
 - ・利用料金の徴収事務を行うこと。
 - ・利用者の活動等の便宜を図るため、備品等を必要に応じて貸し出すこと。
 - ・受付等、利用者へのサービスに十分に対応できる人員体制とすること。
 - 電話等による問合せや施設見学に対応すること。

(3) 利用者サービスの向上

ア 利用者案内等

- ・公園利用者が円滑な活動ができるように、必要な指導・助言等を行うこと。
- ・案内板等で、利用者が必要とする情報を事前に提供すること。
- ・電話等での問い合わせへの対応、来園者や見学者への施設案内等適切な対応を行うこと。
- 利用に関する疑義等については、野田市に報告すること。

イ 利用者対応

- 接遇の向上に努めること。
- ウ 禁止行為等
 - ・都市公園条例に規定されている禁止行為又は許可なく行っている制限行為 は、中止するよう指導すること
- エ 拾得物の処理

- 拾得物は拾得物台帳を作成し、適正に保管、処理をすること。
- オ 喫煙スペース
 - ・建物内は禁煙とし、喫煙スペースを建物外の指定場所に設置すること。
- カ 路上生活者の取扱い
 - ・路上生活者が起居の場所として使用している場合は、関係機関と協力して 必要な措置をとること。

(4) 利用促進

ア 広報等

・利用促進を図るため、次の例を参考に、積極的かつ効果的に宣伝・情報提供を行うこと。

(例)

来園案内・施設案内のパンフレットの作成、配布

事業概要等の資料の作成、配布

必要に応じて、情報誌等への掲載、振興事業等のチラシ等の作成、 配布

イ 企画・実施

各施設の利用促進の方法を企画・実施すること。

(5)保安・リスク対応

ア警備

・利用者の安全確保、財産の保全のため、野田市関宿総合公園施設について 毎日1回以上、関宿みんなのスポーツの広場、関宿ふれあい広場、野田市 営関宿少年野球場は、1週間に1回以上巡回警備を行うこと。夜間について は、体育館の機械警備を行うこと。

イ 事故防止対策

- ・施設の日常点検においては常に事故防止の観点に留意し、異常を発見した場合は、直ちに修繕を行い、必要な場合は施設の利用禁止、立ち入り禁止等の措置をとること。
- ・危険な行為をしている利用者に指導等を行い、利用者の安全に努めること。
- ・防護柵等の安全対策については、適宜整備点検し利用者の事故防止に努めること。
- ・施設の出入口等の施錠、解錠等の点検、確認及び鍵の適正な管理を行うこと。
- ・消防設備の配置状況等の把握、日常点検を行うとともに、消防署の査察等がある場合は、立ち会いの上、必要な是正措置を講じること。

(6) 施設別運営留意事項

①関宿総合公園及び付帯施設

(有料公園施設)

- ア 体育館メインアリーナ、サブアリーナ
 - ・スポーツ以外の利用も可能とする。
- イ 体育館(トレーニングルーム)
 - ・利用にあたっては、講習会を受講した証明の「トレーニングルーム会 員証」の所有を確認し、許可すること。
 - 講習会の実施、受講証明の発行等
 - ・利用者への指導、安全管理、補助、助言等を行える体制をとること。

(その他施設)

- ア フットサル場
 - ・原則、フットサル以外の利用は認めないこと。利用者に無料開放する こと。
- イ グラウンド・ゴルフ場
 - ・原則、グラウンド・ゴルフ以外の利用は認めないこと。利用者に無料 開放すること。
- ウ ゲートボールコート
 - ・原則、ゲートボール以外の利用は認めないこと。利用者に無料開放すること。
- エ プレイロット
 - ・利用者に無料開放すること。
- オ タ日ケ池
 - ・利用者に無料開放すること。ただし、池の中は立ち入り禁止とし事故 防止に配慮すること。
- 力 駐車場
 - ・公園利用者の利用を原則とすること。
 - ・競技大会等駐車場、駐車場の混雑が予想される場合は、大会等の主催者に対し、駐車場内及び車両出入口等の要所に車両を誘導する整理員を配置するなど、混雑の緩和、安全の確保について適切な対応を行うように指導すること。
 - ・障がい者、高齢者及び車椅子使用者等の車両を優先的に駐車できるように配慮すること。
 - ・駐車場内の事故、車両の盗難、車上荒らし等の未然防止に配慮すること。1日3回程度の巡回を行うこと。

(その他付帯施設)

- ア 関宿みんなのスポーツの広場
 - ・ソフトボールや野球等の利用に無料開放すること。
- イ 関宿ふれあい広場
 - ・野球やサッカー等の利用に無料開放すること。
- ②野田市営関宿少年野球場
 - ・少年野球やソフトボール等の利用に無料開放すること。
- (7) 報告書等の作成及び提出に関する業務
 - ①管理報告書
 - 1日の業務内容(点検、修繕、清掃、その他維持管理業務、窓口運営等)や利用者対応など特記事項を記した日報等を作成すること。
 - ②月事業報告書(施設利用者、利用料金収入、管理業務実施状況等)を作成の 上、翌月10日までに提出すること。
 - ③野田市総合公園施設の管理に関する規則第 11 条及び野田市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則第 14 条に基づき、指定管理者は当該年度終了後 30 日以内に業務報告書を野田市に提出すること。

(8) 野田市への協力体制

- ・各種調査、資料作成に協力すること。
- ・野田市による検査等に協力すること。
- ・指定管理業務期間満了後も、指定管理者の調査が行われるため、調査に協力

すること。

(9) 関係機関との連絡、調整

野田市、各種スポーツ競技団体等関係機関と円滑な連絡、調整ができる体制と手法を確立すること。

(10)スポーツ振興事業

関宿総合公園等施設を使用して、市民の健康増進を図るためスポーツの振興 及び普及事業を行うこと。

①内容

- ・市民のスポーツに対するニーズの多様化に対応し、年齢、体力、目的に応じたスポーツ活動に気軽に参加して楽しむことのできる機会の充実を図ること。
- ・年代、性別、技術の習熟度等別またスポーツ等の種類別に年間を通した事業計画書を策定し、野田市の承認を得ること。
- 1回2時間程度、5~10回のスポーツ教室を4種目以上実施すること。
- 公園の利用促進に寄与するものであること。
- ・野田市によるスポーツの推進に寄与するための新たな事業を1つ以上提案 すること。

②保険加入

・スポーツ教室等の事業の実施に際しては、下記と同等以上の保険に加入すること。

種類	傷害保	· 険
保険金額	死亡	200万円
	入院	2千円/日
	通院	1 千円/日

6 指定管理者が行う維持管理業務

指定管理者が行う維持管理業務は、管理運営方針に沿った適正な維持管理を行い、別紙「管理運営業務要求水準書」を参照し、総合公園施設を適切な機能と快適で安全な利用ができる状態に維持するとともに、円滑なサービス提供を常に行うこと。また、業務の執行は指定管理者が自ら行うことを原則とするが、部分的業務については、野田市の承諾を得て専門の事業者に委託できるものとする。なお、各業務は出来る限り利用者の妨げにならないようにすること。

(1) 公園施設全般について

1)保守管理業務

- ・長期的な視点から施設の機能と環境を維持し、サービス提供が円滑に行われる状態を常に保つこと。
- ・建築物における日常点検の励行について(平成27年7月23日付け営繕課長通知)の実施方法として作成された、施設管理者等による施設点検マニュアル(令和元年11月8日付け営繕課長通知)に基づき、日常的に点検を行い、施設本来の状態を保つこと。
- ・施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の予防保全に努めること。
- ・施設の不具合を発見したときは、速やかに野田市に報告すること。

②法定点検業務

指定管理者は、法令により点検等が義務付けられている施設又は安全上若しくは保安上点検等が特に必要と認められる施設について点検等の措置を行うこと。

③施設修繕業務

天災や老朽化等、指定管理者及び利用者の責任に帰すことができない施設又は設備の修繕に要する経費は、指定管理者と野田市が負担するものに分かれ、 その内容は次のとおりとする。

なお、修繕による有料公園施設等の閉鎖に伴う利用料金収入の減については、 原則として野田市は補填しないものとする。

また、指定期間終了による施設の返還時には、指定管理者が行った修繕箇所を固定資産から除去し、権利を放棄すること。

ア 応急的な修繕

- ・公園内における施設又は設備が破損、損壊又は老朽化した場合で、利用者の安全上又は管理運営上、直ちに修繕を行う必要がある場合は、早急に修繕方法の検討及び見積書作成等を行い修繕すること。
- ・修繕に要する費用は、20万円未満の小規模修繕については指定管理料に含まれるものとする。
- 20 万円以上の修繕を実施する必要が生じた場合の費用負担は、あらかじめ野田市と指定管理者が協議の上決定すること。
- ・指定管理者が行った修繕は、箇所、修繕前の状態、内容、費用等がわかる図書を添付した報告書を作成し、野田市の指示があったときは提出すること。

イ 計画的な修繕・改修

・利用者の安全上及び管理運営上緊急に対応する必要がないと判断される 施設又は設備の破損、損壊等について、次年度以降の計画的な修繕・改 修で対応可能なものは、野田市が別途指示するときに、修繕・改修項目、 内容、方法、必要金額、優先順位等を整理し報告すること。

4清掃業務

- ・良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、快適な空間を保つこと。
- 日常的に巡視・点検、清掃(ごみ拾い)を行い、常に清潔な状態を保つこと。
- ・U字側溝、雨水桝、汚水桝、マンホール等の排水設備の性能を維持するため、 適宜点検を行うとともに、溜まった土砂などはすぐに除去・清掃すること。
- ・興業や大会の開催後のごみ拾い等は、主催者が行うことを原則とする。

⑤植物管理業務

I) 留意事項

- ア 各植栽地の管理にあたっては、来園者の公園利用と安全性を確保しつつ、 清掃、病害虫防除、施肥、剪定、刈込、草刈、散水、添え木撤去・取替、 花壇管理等、植物の生育や育成に必要な作業を適切な時期や方法を選び 実施すること。
- イ 危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と除去を行う。
- ウ 全ての作業において、危険防止のため、作業中であることを明示すること。

Ⅱ)管理水準

ア 芝生管理

- ・刈り残しやムラがないように均一に刈込み、除草を行う際には傷めないよう丁寧に抜き取ること。
- ・必要に応じて目土かけや施肥、ブラッシング、エアーレーション、補植

などを適正に行うこと。

イ 樹木等管理

- ・樹木等の剪定や株物の刈込みは、必要性や樹種特定に応じて最も適切な 時期と方法で行うこと。
- ・施肥を行う際は、樹木の特性や施肥の種類を配慮し、最も効果的な方法で行う。
- ・病害虫発生の早期発見に努め、剪定防除、捕殺等、極力薬剤を使用しない方法により防除を行うこと。
- ・薬剤防除にあたっては、農薬取締法等の関連法規やメーカーの使用安全 基準を遵守するとともに、使用量を最小限にとどめるよう努めること。
- ・生育不良樹等については、樹勢回復や延命措置を総合的に考え合わせ、 真にやむを得ない場合に限り伐採を行うこと。
- ウ 花壇、プランター管理
 - ・花壇、プランター管理については、適正な時期に数種類の花苗を植え、 適切な維持保全に努めること。
- ⑥施設における病害虫の防除

「野田市の施設等における農薬・殺虫剤等の適正使用に係る基本指針」に基づき、防除管理者を定めるとともに、施設ごとに「農薬・殺虫剤等の薬剤の 適正使用マニュアル」を作成して適正に病害虫の防除を行うこと。

(7)空調設備点検業務

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に準じて、簡易点検 を四半期に1回以上行うこと。簡易点検は、一般財団法人日本冷凍空調設備 工業連合会が発行する「簡易点検の手引き」に基づき、直接指定管理者の職 員が行うこと。簡易点検終了後は、実績報告書を野田市に提出すること。 また、有資格者が3年に一度定期点検を行い、実績報告書を野田市に提出す ること。フィルター清掃は、野田市が委託した清掃業者が年2回実施する。 異常等による緊急の際には、速やかに野田市に連絡すること。

(2) 施設別維持管理留意事項

①関宿総合公園及び付帯施設

(有料公園施設)

- ア 体育館メインアリーナ、サブアリーナ
 - ・バスケットボール、バレーボール、バドミントン等の室内競技大会の他、スポーツに関する講演会等の催し物の利用も可能な維持管理を行うこと。
 - ・アリーナ木床を良好な状態に保ち、機能を保持できる維持管理を行う こと。
- イ 体育館 (トレーニングルーム)
 - ・トレーニング機器類を良好な状態に保ち、機能を保持できる維持管理を行うこと。

(その他施設)

- ア フットサル場
 - ・フットサルの利用ができるよう砂入れ、転圧、凍結防止剤の散布等の 整備を行うこと。
- イ グラウンド・ゴルフ場
 - ・グラウンド・ゴルフの利用ができるよう月4回は芝生の刈込みや砂入 れ等を行うこと。

- ・野田市が野田市グラウンド・ゴルフ協会へ環境整備の一部を協力依頼 していることから、指定管理者は野田市グラウンド・ゴルフ協会と環 境整備の内容、日程等についての調整を図ること。
- ウ ゲートボールコート
 - ・ゲートボールの利用ができるよう除草、砂入れ(真砂土等)、転圧等の 整備を行うこと。
- エ プレイロット
 - ・定期的な点検を行い、安全に利用できる状態に保つこと。
- オ タ日ケ池
 - ・夕日ケ池の循環ポンプの点検、清掃を毎日1回行うこと。
 - ・夕日ケ池噴水装置が良好な状態で運転できるよう月 1 回は清掃等を行うこと。
 - ・大賀ハスの管理を行うこと。

力 緑地

- ・利用者が緑と花の中で活動でき、木陰で休憩ができるように、常に良好な状態を保持し植物の特性に合った育成管理に努めること。
- ・CO2の削減、施設外からの景観の向上、防火帯としての機能が発揮できる状態を保持し、育成管理を行うこと、
- ・種類により何百年も生きる樹木や大木に育つ樹木はその長期的な視点 からの剪定等の育成管理を行うこと。

キ遊具

- ・定期的な点検を行い、常に安全に利用できる状態に保つこと。
- ・遊具の点検に関しては「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に留意すること。

ク ベンチ

・定期的な点検を行い、常に清潔で安全に利用できる状態に保つこと。

ケートイレ

・定期的な点検を行い、常に清潔で安全に利用できる状態に保つこと。

コ 駐車場

・駐車場の開錠・施錠、美化、清掃、駐車場内巡視、駐車場トラブル対 応等を行うこと。

(その他付帯施設)

ア 関宿みんなのスポーツの広場

- ・ソフトボールや野球等の利用ができるよう除草及び砂入れ等の整備を 行うこと。
- 野田市が野田市ソフトボール協会へ環境整備の一部を協力依頼していることから、指定管理者は野田市ソフトボール協会と環境整備の内容、日程等についての調整を図ること。
- ・トイレは定期的な点検を行い、常に清潔で安全に利用できる状態に保 つこと。
- ・占用許可杭を常に管理し、占用許可範囲を明確にすること。破損等の 場合は直ちに新たな杭を設置すること。

イ 関宿ふれあい広場

- ・野球やサッカー等の利用ができるよう除草及び砂入れ等の整備を行う こと。
- ・トイレは定期的な点検を行い、常に清潔で安全に利用できる状態に保 つこと。

- ・大雨等により広場が冠水する恐れがある場合は、トイレの移動及びサッカーゴール・バックネット等を転倒させその旨を野田市に報告すること。
- ・占用許可杭を常に管理し、占用許可範囲を明確にすること。破損等の場合は直ちに新たな杭を設置すること。

②野田市営関宿少年野球場

- ・少年野球やソフトボール等の利用ができるよう除草及び樹木の剪定、グラウンドの砂入れ等の整備を行うこと。
- ・ホームベース及び塁ベース周りの凸凹整備を行うこと。(指定期間中2回程度)
- ・サブグラウンドについて駐車できるよう除草等を行うこと。
- ・野田市が野田市少年野球連盟へ環境整備の一部を協力依頼していることから、 指定管理者は野田市少年野球連盟と環境整備の内容、日程等について調整を 図ること。
- ・トイレは定期的な点検を行い、常に清潔で安全に利用できる状態を保つこと。

7 管理体制

(1)人員配置

- ・公園の管理運営業務を円滑かつ適切に遂行することが可能な体制を構築すること。
- ・体育館に責任者を配置すること。
- 体育館に受付利用案内等を行う職員を常時配置すること。
- 体育館に防火管理者の資格を有する職員を配置すること。
- ・体育館に公園の利用者に対し、施設及び設備、備品の取扱い指導ができる職員を配置すること。
- ・体育館に大会の開催に必要な機器類の操作指導が行える職員を配置すること。
- ・体育館に各施設を効果的に管理、活用するために体育施設管理士やトレーニング指導士等の資格を有する職員を配置すること。
- ・職員の雇用形態、人数及び勤務形態は労働基準法を遵守し、施設の管理運営 に支障がないよう定めること。
- ・職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。

(2)管理体制

- 適正な職員の配置・組織を行い、管理責任者を明確にすること。
- ・職員の資質、知識向上等の育成に努めること。

(3)管理時間

午前8時30分から午後9時30分までとする。

8 雇用等への配慮

雇用に際しては、地元住民を可能な限り雇用するように努めるとともに、物品及び役務の調達に当たっても、可能な限り地元業者に発注するように努めること。

9 自主事業について

指定管理者は施設の設置目的を効果的に達成するため、本施設を活用し自主事

業を実施することができる。なお、自主事業の実施については次の点に留意すること(自主事業とは、指定管理者が自己の責任と経費において、イベントや物販などを実施することをいう。)。

- (1)指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ野田市と協議し文書による許可を得なければならない。自主事業が、野田市の施設としてふさわしくない場合は許可しないことがある。
- (2) 実施に際しては、市民の利用を妨げないよう配慮するとともに市民が利用し やすい料金設定をするようにすること。
- (3) 自主事業に要する経費に野田市が支払う指定管理料を充てることはできない。 ただし、指定管理者の経営努力により生じる指定管理料の余剰金額(利潤)を 充てることや指定管理者が雇用する職員が指定管理業務に支障のない範囲で自 主事業に従事することはできるものとする。
- (4) 事業計画書において提案された自主事業の採否については、協定を締結する際に改めて協議するものとする。なお、提案された自主事業が認められないことにより、申請自体を辞退する可能性がある場合、その旨を事業計画書に明示すること。
- (5) 自主事業が、本来業務(指定管理業務)に支障を与えていると判断される場合、自主事業の改善又は中止を命じる場合がある。
- (6)総合公園の園路や広場等で行う場合は、野田市都市公園設置及び管理に関する条例で定める行為の許可を得て、野田市に使用料を納入すること。
- (7)施設又は設備器具を損傷しないこと。

10 指定管理者と野田市の責任分担

	責任の内容	責任の分担
施設等の損傷	施設等の管理上の瑕疵によるも の。	指定管理者
	上記以外のもの。	事案の原因ごとに判断し、野田市と指 定管理者が協議して定める。
利用者等への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵によるも の。	指定管理者
	上記以外のもの。	事案の原因ごとに判断し、野田市と指 定管理者が協議して定める。
	施設等の大規模な修繕	野田市
施設等の修繕	施設等の小破修繕(1 件当たり 20 万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のもの。)	指定管理者
保険の加入	火災、落雷、風・水災等に係る保 険(建物総合損害共済)	野田市
	利用者等に係る損害賠償保険(施 設賠償責任保険)	指定管理者

※本表に定めのない場合又は疑義がある場合は双方の協議の上決定する。

11 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

12 管理に関する経費

(1) 管理に係る経費(指定管理料)

管理に係る経費(指定管理料)については、指定管理業務全体に要する経費から指定管理者の収入となる利用料金等の収入を差し引いた額とする。

なお、申請書に添付した収支予算書(指定管理料見積書)(様式3)がそのまま採用されるのではなく、会計年度ごとに野田市と指定管理者の協議の結果に基づき、年度協定の中で締結する。

なお、原則として、指定管理料は精算しない。

(2) 管理に係る経費の支払

指定管理料の支払方法は口座振込みとし、支払時期は野田市と指定管理者の協議に基づき、年度協定の中で締結する。

- (3) 野田市が支払う指定管理料に含まれるもの
 - ①人件費
 - ②事務費(消耗品費、通信運搬費等)
 - ③管理費(保守管理費、修繕費、環境整備費、清掃費、光熱水費等)
 - ④事業費(報償費、消耗品費、通信運搬費等)
 - ⑤その他施設の管理運営に必要となる経費
 - ※野田市が制限行為許可及び施設設置許可をしている物件等に係る電気料、 水道料等の費用も指定管理者が負担すること。なお、電気料、水道料等は 設置している団体等から指定管理者が実費徴収すること。(別紙「関宿総合 公園占用・制限行為・施設設置許可リスト」参照)
 - ※備品購入費は指定管理料に含まれない。

(4) 利用料金等の収入

①利用料金の設定

指定管理者は、野田市関宿総合公園施設の利用料金について、野田市都市公園設置及び管理に関する条例で規定する額の範囲内で野田市の承認を得て定めることができる。これにより徴収する利用料金は指定管理者自らの収入とする。

原則として、設定した利用料金は指定期間内において変更できないこととする。ただし、指定管理者が施設の有効活用等の観点から利用料金を変更する必要があると判断する場合には、事前に野田市と協議を行い、野田市の承認を得て変更することができるものとする。

②減免

野田市総合公園施設の管理に関する規則で定める基準により減免すること とする。

- ③自主事業による収入 自主事業による収入は指定管理者の収入とする。
- ④自動販売機の電気料について 野田市が行政財産の使用を許可して設置している自動販売機の電気料は指 定管理者が支払うこと。なお、自動販売機の電気料は設置している団体 等から指定管理者が実費徴収できる。

(5)管理口座

指定管理料及びその他の収入は、指定管理者自体の口座とは別の専用口座で 管理するものとする。

13 備品の管理

- (1) 指定管理者は、野田市の所有に属する備品(別紙備品一覧)については、 そのまま使用できるが、野田市物品管理規則に基づき適正に管理すること。
- (2) 野田市が賃貸借契約し、指定管理者に貸与する事務機器及びスポーツ器具等の物品(別紙「野田市賃貸借物品一覧」参照)は無償で貸与することとし、 適正な管理・保管をすること。
- (3)施設における活動に支障を来さないよう、物品の管理を行うとともに、不具合等の生じた物品は、責任分担に従い20万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満の修繕については指定管理料で修繕すること。なお、修理できない備品については野田市に破損の報告を行うこと。野田市は必要性を判断して備品の更新を行うこととする。
- (4) 指定管理料には備品購入費は含まない。ただし、指定管理者が委託事業を 実施するに当たり、備品の購入を希望する場合には、野田市と協議を行うこと。 協議の結果、野田市が当該備品の必要性を認めた場合には、当該備品の購入に 係る費用を指定管理料の委託事業費より支出できるものとし、当該備品の所有 権は野田市に帰属するものとする。なお、指定管理者が自己の責任と資金で購 入した備品の所有権は指定管理者に帰属するものとする。
- (5) 備品の管理に当たっては、管理台帳を整備し、変更があった場合は更新すること。

14 災害・事故対策

- (1) 指定管理者のサービス提供方法、従業員の責任等に起因する災害及び事故 については、指定管理者が責任を負うものであること。
- (2) 災害、事故及び犯罪等が発生したときは、速やかに野田市及び関係機関へ 報告すること。
- (3) A E D (自動体外式除細動器) については、職員等関係者の講習会の受講 や日頃の点検管理により、非常時に使用できるよう備えること。
- (4) 野田市内において、震度4の地震が発生しスポーツ推進課から指示があったとき又は震度5弱以上の地震が発生した場合には、速やかに被害状況を確認し、スポーツ推進課へ報告すること。
- (5) 野田市関宿総合公園は、「野田市地域防災計画」により避難所に指定されており、災害発生により避難所が開設された場合は、避難所の設営や維持管理について、避難所が閉鎖されるまでの間、避難所に配置された災害活動職員(野田市職員)の支援及び協力を行うこと。
- (6) 緊急時対応マニュアルや緊急連絡網を作成し、その徹底を図ること。
- (7) 防火管理者を置き、防災計画を策定し、消防訓練や避難訓練等を行い、緊急時の対応に備えること。
- (8) 施設賠償保険について、次表と同等以上の保険に加入すること。

種類	施設賠償責任保険	傷害保険 (指定管理者主催教室に対するも のに限る。)
保険金額	身体賠償	死亡
	1名につき1億円	200万円
	1事故につき10億円	入院

財物賠償	2千円/日
1事故につき2千万円	通院
	1千円/日

15 防犯対策

施設内の危機、安全管理及び防犯のため巡回を行うとともに、無人となる時間 帯については機械警備(別紙個別仕様書)による対策を講じ、トラブルが発生した場合、野田市及び関係機関に連絡するとともに迅速に対応すること。

16 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止のために、感染症対策マニュアル等を作成し、利用者及び施設職員等に対して衛生管理を徹底するとともに、野田市及び野田健康福祉センター等の関係機関と連携を図りながら衛生管理並びに感染症予防対策に努めること。

なお、新型コロナウイルス感染症については、終息の見通しが立たない状況にあることから、感染症拡大防止のために必要な情報収集に努め、野田市と協議し適切な対応を行うこと。

対応に当たっては、国、千葉県及び野田市が示すガイドラインや予防・防止対策を遵守又はこれに準じて行い、万全を期すこと。

感染症拡大防止のために必要な消耗品等については、指定管理者において確保すること。

17 苦情処理

利用者等から管理業務に関する苦情が出た場合は、適切な対応を行い、円満な解決に努めること。苦情を処理した場合、野田市に報告すること。処理が困難なものについては野田市と協議すること。

18 業務計画

指定管理者は、当該年度の業務計画を策定し、野田市に報告すること。

19 公契約条例について

(1) 条例の適用

野田市では、公契約に係る業務の質の確保及び公契約の社会的な価値の向上を図るため、平成21年9月に「野田市公契約条例(平成21年野田市条例第25号)」を制定し、平成24年10月の条例改正により、当該指定管理業務に従事する適用労働者に、令和4年4月1日時点の市長が定めた賃金等の最低額(以下「最低額」という。)以上の賃金を支払わなければならないほか、労働者の適正な労働条件の確保等を求めることとしている。

受注者及び受注関係者は、適用労働者に対し最低額以上の賃金を支払わなければならないほか、条例に基づく必要な事務手続を行わなければならない。

なお、下表「市長が定める賃金の最低額一覧(令和 4 年度適用分)」に記載されている賃金等の最低額については、令和 4 年 4 月 1 日までに見直される可能性があるため、見直された場合はその額を遵守することを前提に応募

すること。

また、詳細については、別添の「野田市公契約条例に係る特記事項(指定管理募集用)」を参照のこと。基本協定締結時は、「野田市公契約条例に係る特記事項(指定管理基本協定用)」を参照のこと。

(2) 最低額

本指定管理業務に適用される最低額は、令和4年4月1日時点の市長が定めた賃金の最低額とする。

ただし、千葉県について決定された最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号) 第 9 条第 1 項に規定する地域別最低賃金(以下「最低賃金」という。)が改 定された場合において、次の最低額改定基準に該当したときの翌年度の最低 額は、最低賃金が改定された日が属する年度(以下「最低賃金改定年度」と いう。)の最低額に最低賃金改定年度中に決定された最低賃金を前年度中に 決定された最低賃金で除して得た数(小数点以下第 5 位を四捨五入)を乗じ て得た額(小数点以下第 1 位切上げ)とする。(計算式 1)

なお、最低賃金改定年度の翌年度の適用労働者に支払われる賃金を調査し、その賃金が計算式 1 で求めた最低額と比較して不足する場合は、その不足分について野田市が負担することとする。負担の方法については、野田市と受注者で協議の上決定する。

B (計算式1) 翌年度の最低額=A× -C

A:最低賃金改定年度の最低額

B:最低賃金改定年度中に決定された最低賃金

C:前年度中に決定された最低賃金

<最低額改定基準>

最低賃金改定年度の最低額から最低賃金改定年度中に決定された最低賃金に当該最低賃金を前年度中に決定された最低賃金で除して得た数(小数点以下第 5 位を四捨五入)を乗じて得た額(小数点以下第 1 位切上げ)を差し引いた額が 10 円に満たない場合(計算式 2)

表 「市長が定める賃金の最低額一覧(令和4年度適用分)」(単位:円/時間)

職種	最低額
施設の維持管理事務員	1,043 円
受付等事務補助員	1,011円
清掃業務に従事する者	1,011円
トレーニング室トレーナー(インストラクターを除く。)	1,043円

- ※1 2 つ以上の職種を兼務している場合は、主に従事する職種の最低額を採用すること。
- ※2 市長が定める賃金の最低額が見直された場合はその額とする。

(3) 比較する賃金の構成

最低額と比較する賃金は、最低賃金法に基づく最低賃金制度に定める「所 定内給与」のうち、基本給及び諸手当(精皆勤手当、通勤手当、家族手当は 除く。)とし、これらの賃金等を1時間当たりに換算した額となる。

また、次の手当は比較する賃金に含めない。

- ・臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ・1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ・所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金 (時間外割増 金など)
- ・ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金 (休日割増賃金など)
- ・午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち 通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

20 文書の管理について

指定管理業務に係る文書の管理については次のとおりとする。

- ・収受した文書には、日付入受付印の押印若しくは収受年月日を記入する こと。
- ・収受した文書の収受日、文書名及び送り主は文書管理簿等を作成し記録すること。また、作成した文書の作成日、文書名及び作成者についても文書 理簿等に記録すること。
- 打合せ終了後には、打合せ記録を作成し、施設の責任者の確認を受けること。また、野田市との打合せ記録については、施設の責任者及び野田市担当所属長の確認の決裁を受け、双方で同じ記録を保管する。
- ・野田市への通知、連絡、回答等は文書によることとする。ただし、緊急時の 連絡等は口頭によるものとし、その内容は後日文書で提出すること。
- ・指定管理業務に係る文書は、指定管理者が作成したものであっても野田市情報公開条例の対象であるため、野田市の求めに応じ速やかに提出できるよう保管すること。
- ・その他、現在野田市の文書管理について、指定管理業務を含めた見直しを行っているため、見直し後はその方針に従い適正に文書管理を行うこと。

2 1 状況報告及び現地検査

野田市は、管理及び業務の状況等について、指定管理者に報告を求めることができ、必要に応じて、現地検査を行うことができる。

22 管理運営業務を実施するに当たっての遵守事項

管理運営業務を実施するに当たっては、次に掲げる事項を遵守して、円滑かつ効率的に実施すること。

- (1)野田市関宿総合公園が公の施設であることを常に念頭におき、公平な運営を行い、特定の利用者に有利あるいは不利になる運営を行わないこと。
- (2) 指定管理者は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する野田市職員対応要領により、不当な差別の禁止、合理的配慮の提供その他障がい者に対す

る適切な対応を行うとともに、管理運営業務に係る対応指針(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)を遵守すること。また、野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例の基本理念に基づいて運営すること。

- (3) 野田市との連携を図った運営をすること。
- (4) 指定管理者が施設の管理運営に係る規程等を定めるときは、野田市と事前に協議すること。
- (5)施設の管理運営に係る規程等が定められていないときは、野田市の条例等 に準じて、又は野田市と協議の上運営すること。

23 指定の取消し

指定管理者が行う管理運営の適正を期すため、次に掲げる事由に該当する場合には、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理運営の全部又は一部の停止を命ずることがある。

- (1) 指定管理者が、野田市が行う報告の要求、実地調査又は必要な指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者による管理を継続することが、適当でないと野田市が認めるとき。

24 業務開始について

令和4年4月1日からの指定管理者による管理業務が円滑に行われるよう、 指定期間の開始日前から、野田市及び現在の指定管理者より業務内容等の引継ぎ を行うこと。

25 指定期間満了時等の引継ぎについて

指定期間内に指定が取り消された場合又は次期指定管理者(候補者も含む。)が決定した場合、業務の円滑な引継ぎについて野田市及び次期指定管理者に対して協力するとともに、業務に関する調整や必要な書類及びデータの提供を行うこと。なお、これらの引継ぎにかかる費用は現在及び次の指定管理者の負担とする。

26 特記事項

- (1) 野田市が行う事業等については、優先的使用を認めること。
- (2) 行政財産目的外使用許可は野田市が行う。
- (3) 指定管理開始前における準備、研修等に係る経費は指定管理者の負担とする。また、指定管理終了時における次の指定管理者への引継ぎを十分行い、その経費も指定管理者の負担とする。

27 協議

この仕様書に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、野田市と指定管理者が協議の上決定する。